

平成 28 年度

大阪市予算編成に関する要望書

OSAKAみらい大阪市会議員団

2015年1月12日

大阪市長
吉村洋文様

OSAKA みらい大阪市会議員団
代表 森山よしひさ

平成28年度大阪市予算編成に関する要望書

現在の日本社会は他の先進諸国に比べて、急速なスピードで少子化が進み、これまで経験したことのない人口減少社会への対応が迫られています。また、2025年には団塊の世代が後期高齢者となるピークを迎えるとされており、高齢者がいきいきと暮らせる社会の実現に向けた施策の実現など、地方自治体の果たすべき役割は極めて大きくなるものと考えます。

このような状況の中、今、大阪市が傾注すべきことは、全ての市民が健康と暮らしの安心・安全を実感できる安定した市政運営であり、強引なやり方で市民に痛みを負わせるのではなく、市民参画による市民の生活実態に沿った市政改革であります。

大阪市民は今、前橋下市長によるこれまでの拙速な市政運営により、真っ二つに分断されております。吉村新市長は橋下市政を継承し、閉塞感のある大阪を明るくすることを目標に掲げておられますが、対話と協調を重視することで、まずは失われた市民の輪を修復することが喫緊の課題であります。これまで取り組んできた様々な施策・事業について、P D C A サイクルによる効果検証を行い、限りある財源を有効に活用することが必要であると考えます。

以上の観点から、平成28年度予算編成にあたり、以下20項目について予算化されるよう要望いたします。

目 次

○ 重点要望項目	1
1. 市政改革の取り組みについて	4
2. 危機管理について	4
3. 行政運営について	7
4. 市民活動、市民サービスの向上について	9
5. 財政運営のあり方について	13
6. 学校教育について	16
7. 子ども施策について	22
8. 文化、観光、スポーツについて	25
9. 公園整備について	27
10. 経済振興について	29
11. 医療、保健・衛生、福祉などセーフティネットについて	32
12. 市民病院について	41
13. 環境施策について	41
14. 都市計画関係について	45
15. 住宅政策・まちづくり政策等について	47
16. 公共インフラ（道路・橋梁、河川、下水道）について	50
17. 港湾事業について	52
18. 国際関係について	54
19. 交通事業について	54
20. 水道事業について	56

○重点要望項目

1. 大阪独自の文化・芸術を継承、発展させ、大阪市の都市格向上に努めること。そのため、大阪市の良さと歴史を踏まえた地域主権の確立を推進すること。
2. 区政運営については、地域活動協議会への補助金のあり方等を含め、地域の負担を軽減する支援策を講じること。
3. 施策・事業の見直しや経営形態の変更については、市民サービスを低下させないという観点から慎重に検討を進めること。特に市民生活の基盤である上下水道事業及び家庭系ごみの収集輸送事業は、行政が責任を持って実施すること。
4. 大阪市としての経済成長戦略を示し、雇用の確立、中小企業が活性化できるよう施策の展開を図ること。
 - ・関西イノベーション国際戦略総合特区を有効に活用し、経済成長を促進すること。
 - ・大阪市公共施設マネジメント基本方針に基づき、公共施設の点検、維持管理を計画的に実施すること。

5. 同和問題をはじめ、外国籍住民、障がい者、女性、こども、性的少数者などあらゆる人権課題に対して、市民の人権意識の高揚と確立をはかるため、総合的な人権行政を推進すること。
 - ・特に、ヘイトスピーチに対しては、国に対策を要望するとともに、大阪市としても、早急な対策を講ずること。
6. 人口減少・少子高齢社会を見据えた子ども施策の充実、あわせて高齢者や障がい者などの支援策を充実し、社会保障の確立を進めること。
 - ・特に、子どもの貧困対策として有効な手段である子どもに学習支援や食事提供をする子どもの「居場所」を確保すること。
7. 大阪市防災・減災条例に基づき、大阪市地域防災計画を着実に進め、災害に強いまちを実現すること。
8. エコ社会を展望した地球温暖化対策として、太陽光発電など、新エネルギーや再生可能エネルギーを活用した取り組みを推進すること。

9. 職員基本条例や職員の政治的行為を制限する条例をはじめとする職員の行為・活動を過度に制限する条例を見直し、職員のモチベーションの向上を図ること。

1. 市政改革の取り組みについて

(1) 新たな市政改革プランの策定

大阪市の持続的発展に向けた新たな市政改革プランを策定すること。

(2) 市政改革の基本方針

厳しい財政状況における、経費の削減や市民サービスの見直しについては、行政側からの一方的な切り捨てにならないよう、局間の縦割りを廃し、連携を進めて、効率的かつ健全な行財政運営によって市民サービスを向上させること。

(3) 情報公開のあり方

情報公開の徹底を図り、市民に影響が大きい事業・施策については、パブリックコメント制度などを適切に運用し、直接の関係者から具体的な意見が聞けるような仕組みをつくり、市民参加の場を広めること。

2. 危機管理について

(1) 危機管理機能の強化

さまざまな危機事態から市民の安全を確保するため、全庁的な危機管理機能の強化を図ること。

(2) 効率的な減災対策

①地域防災機能の強化

- ・災害対策本部機能の運用充実を図り、同時に各区における自主防災組織の育成など、地域防災機能の強化を図り、効率的な減災対策を合わせて進めること。
- ・飲料水の備蓄等、地域における防災基盤の強化を図ること。

- ・避難に関する情報提供を的確に行うこと。
- ・女性の地域防災リーダーの養成と増員を図ること。

②福祉避難所

- ・福祉避難所として協定を結んだ社会福祉施設への支援を行い、協定締結が遅れている状況を早期に解消すること。

③帰宅困難者対策

- ・大規模地震時に発生する帰宅困難者対策として、避難誘導や情報提供など、民間企業・団体・地域等と行政がともに取り組む総合的な支援システムづくりを進めること。

④災害時の要援護者支援

- ・災害時の要援護者支援については、区の防災担当だけで進めるのではなく、地域保健福祉担当、区社協、消防などと情報共有し、当事者団体、社会福祉施設、事業者などで構成されている既にある地域福祉のネットワークと連携し、総合的な取り組みとして進めること。

(3) 災害に強いまちづくり

①住宅等の耐震化、防災化

- ・大規模な地震に備え、地下街、高層建築物、木造住宅、マンション、不特定多数が利用する大規模な建築物等の耐震性・防災性向上を促進すること。
- ・民間老朽住宅の建て替えを促進するための制度を推進すること。
- ・空家等対策計画を策定し、同計画に基づく空家等対策を推進すること。
- ・老朽危険家屋対策を推進すること。
- ・密集市街地の地域特性を踏まえ重点的な事業を推進すること。

②大規模災害時に備えたインフラ設備の強化

- ・下水道施設の最低限の機能確保や効率的に復旧を行うための行動計画の策定を進め、市民の安全・安心を支える下水道事業の持続性の確保に努めること。
- ・防潮堤・橋梁の耐震強化等、地震・津波対策の充実に向け、国に対し国費の重点配分や新制度の創設を求めるなど必要な財源を確保し、災害に強い港づくりをより一層進めること。
- ・災害時においても給水が速やかに確保できるよう、浄・配水場や給・配水管路等の水道施設の耐震化や給・配水拠点ネットワークを整備する等、第4次浄水施設整備事業及び第6次配水管整備事業を着実に推進すること。

(4) 消防、防災

①多様な災害に対する装備・資器材の充実強化

- ・テロや感染症など多様な災害に対応する装備・資器材の充実強化を図ること。

②消防・予防対策

- ・雑居ビル等の複合用途防火対象物の実態把握や特別査察隊をはじめとした査察体制により、消防法令違反対象物の是正指導の徹底を期すること。
- ・各家庭に対し、住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理の周知に取り組むなど住宅火災による被害の軽減を図ること。

③研修や訓練

- ・「市民防災研修アクションプラン」に基づき、市民の年齢層に応じたさまざまな研修や訓練の体系的な実施を図ること。

④救急業務の充実

- ・救急救命士の処置拡大に伴う教育体制の整備など、救命救急業務の充実強化に努めるとともに、応急手当普及啓発の推進を図ること。

3. 行政運営について

(1) 人事・勤務条件等

①服務規律の確保

- ・服務規律の徹底と、職員の意識改革を図ること。
- ・市民サービスの向上のため、職員からの提案を奨励すること。

②職員の勤務条件

- ・職員の適正な勤務条件を確保すること。
- ・女性の管理職登用を、数値目標を掲げて計画的に進めること。

③労使交渉

- ・協議ルールの順守と労使交渉の情報公開により、市民への説明責任と信頼確保を引き続き図ること。
- ・府労委・中労委の命令、高裁判決を重く受け止め、労使関係に関する条例を見直し、対話と協調による労使関係を再構築すること。

④外部人材の登用

- ・この間の公募制度による不祥事や反省点を踏まえ、公募ありきの制度を見直すこと。
- ・府内公募やF A制度を引き続き活用し、意欲ある職員を積極的に登用すること。

(2) 外郭団体改革

外郭団体の存在意義や取り巻く環境の変化に対応した見直しを行うとともに、固有職員をはじめ、職員の勤務労働条件や雇用に影響が及ばないよう、団体を適切に指導すること。なお、団体への本市の関与が多くなく、廃止、民営化等が住民サービスに直接影響する団体は外郭団体とせず、事業の検証を行うこと。

(3) 市立大学のあり方

①府立大学との統合協議

- ・具体的な検討を進めるにあたっては、拙速に結論を出すのではなく、ステークホルダー（在校生・卒業生）にも十分な説明を行い、理解が得られるように努めること。

②運営方針

- ・第二期中期目標・中期計画の着実な達成をめざし、教育研究環境の充実が図れるよう、施設整備補助など市と法人との間のルールの確立による安定的財政基盤の構築・大学支援に努めること。
- ・公立大学を規定する地方独立行政法人法については、国立大学法人と比べて運営上の制約が多いため、制度の改善を積極的に国に働きかけること。

③人材育成

- ・高度な専門的知識を身につけた人材、外国語教育の充実による国際社会で活躍できる人材の養成及び市立大学の教育の特性を踏まえた社会人教育のさらなる充実に努めること。

④産学官連携

- ・抗疲労研究をコアとして「うめきた」を開発拠点とする都市の健康科学研究、人工光合成研究、都市防災研究等の重点的な研究活動を促進し、共同研究などの産学官連携及び本市の工業研究所、環境科学研究所等との連携並びに他大学との大学間連携活動を一層推進すること。

⑤医学部附属病院

- ・高度先進医療の充実、先端予防医療の推進、地域医療への貢献に向けた必要な医療従事者の確保、老朽化した医療機器や施設の計画的整備を進めるとともに、総合医療センターをはじめとする市民病院との連携を進めることにより、医療サービスの充実を図ること。

4. 市民活動、市民サービスの向上について

(1) 市役所・区役所組織のあり方

①体制整備

- ・専門的職員の配置など行政システムの改編に努めること。
- ・市民協働の推進に向けた体制づくりを行い、区役所・局を通じた市役所力を強化すること。

②区政改革

- ・地域主権を実現する観点から区政改革を推進すること。
- ・さらなる区の権限強化や大幅な予算拡充を図るなど、大胆な改革に取り組むこと。
- ・各区・各地域の事情や特性に即した施策・事業の展開や、区民の声を区政に反映させること。
- ・区役所が住民に身近な行政機関として、地域活動の総合的な支援を行えるようにすること。

(2) 市民利用施設

①区民センター

- ・区民の文化活動・生涯学習活動・交流の拠点となるよう、未整備の東淀川区、住之江区、東住吉区について早急に整備すること。
- ・利用区分などの管理運営は、利用者の立場に立ってさらなる改善を図ること。

②地域施設

- ・連帯感あふれる地域を形成するためにも小学校下ごとにコミュニティ集会施設と老人憩の家を全額市費負担によって早期に建設すること。
- ・現施設の点検を行い、施設の改修・建て替えについても積極的に行うこと。

③市民学習センター

- ・市民の生涯学習の支援を充実強化すること。

(3) 住民自治の仕組みづくり、市民協働の推進

①地域活動協議会

- ・地域振興会をはじめとする各種地域団体や企業、N P O 等、多様な主体が地域におけるさまざまな地域課題に取り組み、市民による自律的な地域運営が図れるよう、地域活動協議会の事務局体制の確立に向けて中間支援組織を活用すること。
- ・公金の支出にあたっては、現行の補助制度にこだわらず、地域がこれまでどおり活動できるよう、使いやすい制度を構築すること。

②市民活動の推進

- ・市民活動推進条例に基づき、ボランティア活動などN P O（非営利組織）やN G O（非政府組織）活動に対する支援策や、市民との協働の視点に立った事業推進の取り組みを積極的に進めること。

- ・区レベルにもNPOを支援できる市民活動支援センターを設置すること。

(4) 男女共同参画

① 基本的な考え方

- ・男女平等社会を実現するため、条例に基づき策定された大阪市男女共同参画基本計画に沿って、市民・事業者・行政が一体となった男女共同参画に関する取り組みを推進すること。

② 女性の活躍促進

- ・女性の政策決定の場への参画を促進するため、各種審議会等へ積極的に女性の登用を図るなど、大阪市女性の活躍促進アクションプランに基づき、女性の活躍促進施策を全庁横断的に推進すること。

③ 相談体制の強化

- ・府や市などの関係機関と連携し、児童虐待の原因にもなっているドメスティック・バイオレンス（DV）、孤立化の中で子育てや生活に課題を抱える一人親家庭などの早期発見と解決のための相談体制強化はじめ総合的な支援策の充実を図ること。

④ 基金の拡充

- ・男女共同参画施策推進基金の拡充及び有効活用を図ること。
- ・男女共同参画センターの機能を生かして、地域活動の支援など総合的かつ計画的な施策の充実に努めること。

(5) 人権

①人権行政の推進

- ・同和問題の早期解決をはじめ、市民の人権意識の高揚と確立を図るため、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」「大阪市人権行政基本方針」「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づいて、具体施策・取り組みを講じ、総合的な人権行政を推進すること。

②インターネット

- ・インターネットなどを悪用した差別的な書き込みや、グーグルのストリートビューを利用した新たな人権侵害が危惧される事象に対して、有効な取り組みを行うこと。

③資産の活用

- ・もと人権文化センターなど3施設統合後の供用廃止施設が、安全・安心のまちづくりに逆行することのないよう、資産の有効活用に努めること。

④大阪人権博物館（リバティおおさか）

- ・自立的に機能し役割が發揮できるよう運営を支援すること。

⑤ピースおおさか

- ・ピースおおさかについては、来館者の7割を占める小・中学生が新しい国際社会に貢献できるように、戦争や平和、差別について自分自身の課題として考えられるような、史実に基づく展示とすること。

⑥大阪市外国籍住民施策基本指針に基づく総合支援

- ・外国籍住民に対する支援を行うこと。
- ・相談体制の充実など施策の総合的・効果的な推進を図ること。

⑦ヘイトスピーチ

- ・国連人種差別撤廃委員会の勧告に基づき、ヘイトスピーチに対し大阪市としても毅然とした立場で臨み、根絶のために、法律での規制も視野に入れた早急な対策を講ずるよう国に要望すること。

(6) 消費者相談

深刻化している消費者被害の未然防止のため、消費者保護条例の積極的運用と関係機関との連携を図り、消費者センターの機能の充実強化など、消費者の利益保護に努めること。

5. 財政運営のあり方について

(1) 財政の明確化

①財政運営

- ・行政サービスの低下や市民生活に影響を及ぼさないよう配慮し、市民の安全・安心を支える安定した財政基盤の構築に向け、財政の健全化を推進すること。

②財政状況の透明化

- ・バランスシートや行政コスト計算書を活用し、財政運営の効率化と財務情報の公開を図ること。
- ・市民への説明責任を果たすとともに、市場公募債における調達コストの削減に向けて、積極的な投資家への情報提供に努めること。

(2) 税のあり方

①国と地方の税配分のあり方

- ・地方公共団体が自主的かつ自立的な行財政運営を行うために、国と地方の役割分担を抜本的に見直すとともに、地方が担う事務と責任に見合った地方税財源の充実、特に地方税財源に占める地方税の割合の引き上げを国に強く働きかけること。
- ・消費税、法人税、所得税など複数の基幹税からの税源移譲により、国と地方の租税配分を当面 5 対 5 とし、将来的には、国と地方の新たな役割分担に応じた租税配分となるよう、強く求めること。
- ・税収の落ち込みに対して、当面は地方交付税を着実に確保すること。

②地方交付税

- ・臨時財政対策債は速やかに廃止し、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、法定率の引き上げによって対応するよう国に強く働きかけること。
- ・国の財源措置を前提として発行した特別債の償還については、国が責任をもって確実に交付税措置を行うよう求めるこ。

③課税自主権の活用等

- ・企業誘致の促進や本社機能の回帰等により税源を涵養し、自主財源の充実を図ること、また、政策の推進等に向けた課税自主権の活用について、幅広く検討を進め、市民の理解を得ながら積極的に取り組むこと。

(3) 一般財源の充実確保

①都市税源の拡充強化

- ・大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源、特に法人所得課税、消費・流通課税などの配分割合の拡充強化を国に求めること。

②大都市特例税制の創設

- ・大都市においては、事務配分の特例が設けられ、道府県にかわってこれらの事務を行っていること、また新たに道府県から指定都市に事務や財政負担が移譲されることを踏まえ、大都市特例税制の創設を国に求めること。

③法人住民税

- ・法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方間で再配分する地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担に反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元するよう国に求めること。また、国の施策として法人実効税率を引き下げる場合には、法人住民税が減収とならない制度設計を行うよう国に求めること。

④償却資産に対する固定資産税

- ・国の経済対策などの観点からの見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持するよう国に求めること。

(4) 補助金のあり方

①国庫補助負担金改革

- ・地域主権の実現に向け、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲するよう強く求めること。
- ・生活保護など地方の独自性や創意工夫を発揮する余地がなく、全国的に画一的な取り扱いとなっている事業など、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国の負担とするよう強く求めること。

②差等補助

- ・府助成措置の改善・府下市町村との格差是正、いわゆる差等補助を解消すること。

6. 学校教育について

(1) 予算、財源

①教育の地方分権

- ・地域に教育の自主性と権限をもたらすよう国に働きかけること。
- ・学級編制基準の引き下げを行うよう、国及び府に働きかけること。

②教育の財源措置

- ・義務教育無償化の実現をめざし、国に積極的な働きかけを行うこと。
- ・教科書無償制度の継続を強く求めること。
- ・道府県費負担教職員制度の見直しにあたっては、道府県から指定都市へ移譲されることに伴い必要となる財源について、所要額全額を適切かつ確実に財政措置するよう、国に要望すること。

(2) 教職員

①校長公募

- ・外部人材ありきの校長公募は、教頭不足を加速させるなど管理職人事への悪影響が懸念されることから、学校活性化条例第10条を改正し根本的見直しを行うこと。
- ・公募校長の採用については、適任者がいない場合、採用を見送るなど教育委員会が現場の状況を的確に踏まえて判断すること。

②教頭不足の解消と教職員の確保

- ・教頭不足の原因・背景を明確にし、教頭をめざす人材の育成を図るとともに、教頭不足の一因でもある多忙化解消のための人的配置を行うこと。その際、教頭の上司になる副校长の配置ではなく、教頭を複数配置するなど教育現場の実態に即した管理職体制の新たな構築を図ること。

- ・小中一貫教育の推進にあたっては、教職員の多忙化が指摘されており、教科担任制・学級担任制のあり方、研修体制、生徒指導体制など学校現場の実態に沿った教員数が配置されるよう国にはたらきかけること。
- ・学校教育の質を高めるために、幼稚園に事務職員を配置するなど、幼稚園を含めた多忙化の実態把握とその解消に向けた支援策を講じること。特に、学校事務職員の積極的な活用を図ること。
- ・学校教育の質を高めるために、自主的・自律的な学校経営に必要な予算を拡充すること。
- ・適性と能力や教育に対する情熱に加え、ボランティア等の社会体験を有する優秀な教職員を確保すること。
- ・講師の採用についても、必要数を確保するためのあらゆる方策を講じるとともに、国及び府に働きかけること。

(3) 教育環境

①就学制度の改善

- ・学校選択制など、就学制度については、真に子どもたちのためになるよう、区長と十分に連携し、検証しながら教育委員会の責任を明確にして取り組むこと。

②習熟度別授業

- ・全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、個に応じた指導において、校内体制を整えて充実すること。
- ・全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学習習慣の確立のため、放課後に児童の自主学習を支援するなど、児童・生徒の学力向上を図る方策を推進し、家庭の経済格差が子どもたちの学力などに影響が出ることのないように取り組むこと。
- ・経験豊富な教職員を適正に配置し、増員を図ること。

③防災教育

- ・東日本大震災の教訓を生かし、子どもの発達段階を踏まえ、保育所や幼稚園と小学校、小学校と中学校など異なる校種の連携並びに地域との連携を推進し、防災教育の充実を図ること。

④安全確保

- ・遠距離通学など、子どもの安全確保に関する総合的な施策を講じること。

⑤中学校給食

- ・全員喫食の給食の実施に当たっては、小学校と同水準の給食提供に努めること。
- ・デリバリー方式に変えて、自校調理方式や親子方式を導入すること。
- ・小学校と同様に給食費全額を就学援助費の対象とすること。
- ・施設一体型小中一貫校での自校調理方式による給食実施に際し、ランチルームの拡張など食育における小中一貫教育推進の環境整備を図ること。
- ・栄養教諭の拡充を図ること。

⑥居場所づくり・支援システムづくり

- ・「いじめ」「不登校」や「児童虐待」「性的暴力」など学校教育が直面する課題について、人権尊重の教育を推進するとともに、スクールカウンセラー活用事業などの各種教育相談や居場所づくり、ピア・サポート活動など子どもの発信を受け止め早期発見・早期対応ができる体制の構築により、「いじめ」、「不登校」、「問題行動（暴力行為等）」を生まない学校・学級づくりを推進すること。
- ・あらゆる暴力に対し、子ども自身が自らの身を守る力を養うための学習の機会や研修内容の充実を図ること。

- ・学校が抱える課題の解決に向け、生活指導支援員や第三者専門家チーム、スクールカウンセラーなどが連携してチームとして取り組めるよう制度の拡充を図ること。
- ・「いじめ」問題の解決に向け、各校で策定している「学校いじめ防止基本方針」に基づき効果的に取り組みを進めていくことができるよう、関係機関と連携した学校園への支援システムの充実を図るなど十分な対策を講じること。
- ・スクールセクシュアルハラスメントの相談システム・救済システムを充実させるとともに教職員への指導強化を図ること。
- ・福祉と教育がチームとしてつながり、課題に対応できるようスクールソーシャルワーカー活用事業の拡充を図り、教育と福祉の連携を進めること。また、区の子育て支援室等との連携がスムーズに進むよう、区でのコーディネート機能を充実させること。
- ・個別指導教室については、問題行動を起こす子どもを隔離するのではなく、立ち直りに向けて適正に対応し指導する体制の充実に取り組むこと。

⑦外国語教育

- ・国際都市大阪に向け、英語に早くから親しめるようにするなど外国語教育の充実を図ること。
- ・中学生・高校生の海外派遣など、国際交流を推進すること。

⑧部活動

- ・部活動の活性化を図るための、抜本的な対策を講じること。

⑨多様な教育活動の充実

- ・在日外国人教育の推進を図ること。
- ・中学校夜間学級の充実を図ること。

(4) 障がい児への就学支援

①障がい児就学

- ・就学にあたっては、本人・保護者の意向を尊重すること。
- ・学校施設の整備改善を図り、すべての障がい児の教育を保障すること。
- ・就労に向けた進路指導を充実すること。
- ・障がい児の学校生活を保障するため、介助等の支援に当たる人的配置の充実を図ること。
- ・障がい児の通学の付き添いへのサポートのために、登録型の付き添いサポート事業を実施し、教育を受ける権利を保障すること。

②発達障がい児支援

- ・L D、A D H D等の発達障がいのある児童・生徒に適切な指導・支援を行うため、教員等に指導内容や方法に関する助言を行う巡回相談の回数を増やす等の拡充を図ること。

③知的障がい児の高校進学

- ・知的障がいのある生徒の高等学校受け入れにかかる制度を拡充し、障がい児の進学権を保障すること。

(5) 地域、保護者との連携

地域に開かれた学校づくりを推進し、社会総がかりで子どもをはぐくむ「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」の活動を強化し、教職員・保護者に加え、さまざまな地域団体や地域住民も加わった教育コミュニティづくりを進めるとともに、中学校区における家庭・地域が一体となった、学校を支援する仕組みづくりの充実を図ること。

(6) 学校施設整備

①教育環境の改善整備

- ・小学校の普通教室へのクーラー設置を計画通り推進するとともに、クーラー未設置の特別教室への整備を検討すること。
- ・老朽鉄筋校舎を改築し、プール、体育館、特別教室の整備充実（特に大規模校の特別教室の複数化）や給水設備の直結給水化を推進するなど、教育環境の向上に努めること。
- ・室内化学物質の現状調査を行うとともに、校舎の新築・改築にあたっては、その対策を十分に施すこと。

②緑化

- ・学校園の緑化を進めること。

(7) 学校図書館の充実

①読書環境の整備

- ・すべての学力の基礎となる読解力・記述力を培うため、全校一斉の読書活動など言語力育成の取り組みを進めるとともに、改正学校図書館法に基づき、学校図書館の活性化を図るため、学校司書を配置すること。また、引き続き地域住民による読書支援活動ボランティアの育成並びに小中全校への配置を推進すること。
- ・すべての小・中学校において「学校図書館図書標準」を達成するなど、蔵書の充実を図ること。
- ・学校図書館と市立図書館との一層の連携を図ること。

②読書習慣の形成

- ・子どもの読書習慣の形成に向け、子どもの読書実態及び目標とする読書量を数値化した計画を策定し、取り組みを強化すること。

(8) 公立高等学校入学者選抜方針

- ・大阪府統一ルールは、5教科で実施する大阪府独自テストの結果で9教科全体の評定をしづることになり、適正な評価方法とはいえないので、大阪府教委に対して改善を申し入れること。
- ・大阪市教委が独自で行う統一テストは、生徒に過度の負担をかけるとともに、各学校の評価活動をないがしろにするものであるから、来年度以降は実施しないこと。

7. 子ども施策について

(1) 総合的な施策の推進

すべての子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援の充実に向け、平成27年3月策定の「大阪市こども・子育て支援計画」に基づく施策を推進すること。その際、子どもの視点に立って進めること。

(2) 子ども・子育て支援新制度

①質の改善

- ・3歳児に係る職員配置の改善をはじめとした「質の改善」の実現に向けて努めること。

②施設・事業者の情報の公表

- ・施設・事業者の透明性、教育・保育の質の向上を促し、利用者の選択に資するよう、施設設備・職員等の状況や運営情報を公表すること。

③保育料

- ・子ども・子育て支援新制度における保育料について、保護者の負担を増やさないこと。

(3) 就学前児童の健全育成

① 弹力的な保育環境の整備

- ・保育所居室の面積基準緩和及び1歳児の保育配置基準を早期に復元するとともに、多様な保育需要に応えるため、保育所の適正配置、施設の拡充整備に努めること。
- ・延長保育事業、産休明け保育、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター事業などの充実を図ること。

② 公立保育所・幼稚園の民営化計画の撤回と存続

- ・公立保育所・幼稚園は、就学前児童の健全育成のセーフティーネットとして重要な役割を果たしており、原則民営化の計画を撤回すること。
- ・公立幼稚園については、実績ある本市の幼稚園教育を継承・発展させるとともに、3歳児保育の実施にあたっては、公私協調を図ること。
- ・公立保育所で進められてきた再編整備計画については、保育の質を維持・向上させることを基本に市民・保護者の理解を得て公私間の調整を図ること。

③ 認定こども園の整備

- ・幼稚園・保育所機能を併せ持つ認定こども園を推進すること。

④ 待機児童対策

- ・民間保育所の新築や既存施設の増築または分園整備、あるいは保育事業の充実などとともに保育士確保の推進等により総合的に待機児童の解消を図ること。

(4) 総合的な子どもの育ちを支援する仕組み

① 産前産後ケアの充実

- ・虐待や育児放棄の予防・早期発見などの役割も果たす産前産後の切れ目ない母親への精神的・身体的サポート体制を引き続き充実させること。

②児童虐待防止

- ・児童福祉法の改正を踏まえ、すべての子育て家庭に対する支援を図る観点から、こども相談センター、各区の子育て支援室（家庭児童相談室）、男女共同参画センター子育て活動支援館、保育所における児童相談機能と相談体制の強化を図るとともに、きめ細かく相談窓口の周知・広報を行うこと。
- ・児童虐待について、「大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例」制定の趣旨を踏まえ、こども相談センターを中心とした関係機関の機能の充実や虐待防止地域ネットワークの充実を図るとともに、虐待通報から48時間以内の安全確認など即応できる体制を強化すること。

③ひとり親家庭への支援

- ・資金の貸付、就労支援、住宅確保など自立支援に向けた施策を積極的に推進すること。

④地域での子育て支援

- ・家庭や地域の子育て力を高めるため、子育て活動支援事業（子ども・子育てプラザ）等の充実を図ること。

⑤子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの居場所を確保するなど、子どもの貧困対策を市全体で推進させること。

（5）青少年施策

①児童・青少年の健全育成

- ・児童いきいき放課後事業・放課後児童健全育成事業について、子どもたちにとって安全で安心な居場所となるよう内容等の充実を図る支援策を講じること。
- ・障がいのある小・中学生の放課後の活動について十分な対策を講じること。

- ・地域において世代間の交流を促進し、心豊かな青少年の育成を図るため、青少年指導員や子ども会などへの助成策を強化すること。
- ・青少年が自然とのふれあいや集団生活を体験できるよう、当面存続する信太山野外活動センターの充実を図ること。

②ひきこもり・ニート支援

- ・社会的自立に課題を抱えた青少年に対する支援の充実を図ること。
- ・不登校・ひきこもりなどコミュニケーションに課題を持つ青少年の居場所として、14カ所のサテライトを削減するのではなく、社会と関わる力を育てる場所として、内容等の充実、整備を図ること。
- ・学校・こども相談センター・各区の子育て支援室など関係機関の連携で、中学校卒業後も途切れることなく社会生活デビューへと導く寄り添い型の支援策を講じること。

③塾代助成事業

- ・塾代助成事業については、安易に助成対象者を拡大することなく、事業の効果を検証すること。

8. 文化、観光、スポーツについて

(1) 文化

①芸術文化の振興

- ・市民が生活の中で芸術・文化を楽しめるまちづくりを進めるために、「芸術文化振興条例」に則った芸術・文化の振興を図ること。
- ・芸術文化の専門家で構成されるアーツカウンシルにより、府市文化事業の評価、企画、調査等に取り組み、都市魅力の向上や社会のための文化・芸術の活用など大阪にふさわしい文化行政を推進すること。

②伝統芸能

- ・文楽・能楽・歌舞伎等の伝統芸能の普及・振興・支援に取り組むこと。

- ・伝統芸能をはじめ身近な地域の資源を活用した観光メニューづくりを行うなど、市民・ビジターへの鑑賞の機会を提供する場の創出に努めること。

(2) 博物館施設

①開館時間

- ・美術館等の開館時間の延長を図るなど、社会教育施設の活性化を推進すること。

②新しい美術館

- ・文化芸術の重点エリアである中之島地区での新たな美術館の整備については、時代に合わせた計画の見直しを行い、着実に取り組みを進めること。

(3) 観光

①コミュニティ・ツーリズムの推進

- ・歴史的・文化的遺産や特色ある集客施設、食など多彩な観光資源を活用し、大阪ならではの「人」の魅力を生かしたコミュニティ・ツーリズムの推進に、市民や民間とも連携し取り組むこと。

②大阪・関西の魅力発信

- ・ビジターが必要とする情報をインターネットや携帯端末を通じて発信すること。

③外国人誘致と受入環境整備

- ・大阪の観光戦略に基づき、アジア各国をはじめとした海外からの観光客誘致のため、来阪された観光客が十分楽しめる利便性の向上や、観光バス対策など受け入れ環境の充実に努めるとともに、訪日外国人誘致に向けた大阪観光局の取り組みを支援すること。また、観光局事業のリスク管理を徹底するとともに情報開示を進めP D C Aサイクルを効果的に運用すること。

(4) スポーツ

①施設の整備

- ・スポーツ広場や少年硬式野球場などを増設すること。

②総合型地域スポーツクラブ

- ・子どもから高齢者まで幅広く市民が手軽にスポーツを楽しむことができるよう、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の育成を図ること。

9. 公園整備について

(1) 中之島エリアの活性化の推進

花と緑・光と水を生かしたまちづくりに努め、水辺のにぎわい創出に取り組むこと。特に、中之島公園においては、水辺の文化都心の核となり、水都大阪のシンボルにふさわしい公園として市民協働で活用を図ること。

(2) 大阪城エリアの活性化の推進

大阪城－難波宮エリアにおいて歴史的魅力を生かした公園整備を図り、大阪歴史博物館などの周辺施設とのネットワークを強化して、周遊性の向上を図ること。

また、もと市立博物館等の活用をはじめ、大阪城エリアの魅力向上に向けた取り組みを推進すること。

(3) 天王寺・阿倍野エリアの魅力向上

天王寺・阿倍野エリアについては、昨年のあべのハルカスのグランドオープンや、この10月の天王寺公園エントランスエリア「てんしば」のリニューアルオープンに伴い、多くの人が賑わい注目を集めていることから、この機会を逸することなく、天王寺公園を中心として、公園内の動物園、美術館、慶沢園など魅力ある施設を一体的に活用した魅力向上を図ること。

(4) 公共空間・民有地緑化の推進

安全・快適で緑豊かな生活環境を確保し、地球環境問題の解決のため、国の緑の政策大綱や環境基本計画、また「新・大阪市緑の基本計画」に基づき、都市公園整備等を計画的に進めるとともに、緑化の推進を図ること。

10. 経済振興について

(1) 経済振興

①雇用とビジネスチャンスの創出

- ・内外からの企業誘致の促進に向けて、まちづくりと産業振興が一体となった誘致活動に取り組むとともに、府や経済団体等と連携し、上海事務所や海外ネットワークを活用したシティプロモーションを積極的に展開すること。

②次世代産業の振興

- ・咲洲エリアがアジアとのビジネス交流拠点と位置づけられていることを十分に踏まえ、インテックス大阪及びA T Cについては、国際ビジネス交流の拠点、次世代産業振興の拠点として一層の活性化をめざすこと。
- ・A T Cについては、一層の経営改善にも取り組むこと。

③中央卸売市場

- ・さらなる経営改善を図り効率的な市場運営に努めるなど、経営健全化計画に基づき、これを着実に実施すること。
- ・市場の活性化策に鋭意取り組むとともに、増収対策に取り組むこと。

(2) 中小企業支援

①総合的な産業政策の実施

- ・「大阪市中小企業振興基本条例」に基づき、分権時代にふさわしい総合的な産業政策を策定・実施し、中小企業の振興や大阪産業の活性化を図ること。

②ものづくり産業の振興

- ・中小企業における先端技術の導入や技術力向上を促進するため、工業研究所が企業ニーズを的確に把握し、企画開発から製品化までを一体的に支援するとともに、将来の市場での活用が期待できる技術シーズの創出に取り組むこと。
- ・工業研究所や大阪産業創造館などの本市支援機関、大学等研究機関と中小企業との交流を促進し、中小企業のニーズに応じた产学官連携事業の推進に取り組むなど、ものづくり産業の振興に向けた施策の充実を図ること。

③経営革新

- ・大阪経済の再生と雇用拡大の原動力となる中小企業の経営革新など、既存産業の競争力強化や創業の促進、大阪経済を担う新たな産業・成長産業の育成・振興に取り組むとともに、本社機能の流出防止や回帰についても積極的に取り組み、経済活性化を図ること。

④融資制度の充実

- ・厳しい経営環境にある中小企業の実態に十分に配慮し、資金調達の円滑化を推進すること。

⑤国際ビジネス活動支援

- ・海外ニーズに見合った「売れる製品」の開発や海外における販路拡大ができるよう、海外見本市等への出展をサポートするとともに、海外企業との商談会を企画・開催し、在阪企業へ商談機会を提供することで、海外市場への参入を促進するなど、国際ビジネス活動支援の強化を図ること。

(3) 商店街等への支援

①商店街・小売市場

- ・地域商業の活性化に向けて、空き店舗を活用し、商店街や小売市場などが高校、大学、企業など地域団体と連携しながら新たな事業をつくりだす活動を支援すること。

②中小卸売業の活性化

- ・流通構造の変化やグローバル化の進展などにより、厳しい経営環境にある中小卸売業の活性化を図るための支援に取り組むこと。

(4) 起業支援、雇用創出

①創業支援

- ・創業予定者に対するコンサルティングをはじめ、総合的な創業支援策を実施すること。
- ・地域ニーズに対応した創業につながるソーシャルビジネス、コミュニティビジネスへの支援に取り組むこと。

②人材育成

- ・販路拡大や事業提携につながる多様なマッチングや交流事業を推進するとともに、目的別のセミナーやワークショップによる人材育成など、中小企業の経営力強化のための支援に取り組むこと。

③新たな産業の育成支援

- ・産業構造の変化に対応し、新たな雇用創出につなげるため、大阪に基盤があり、今後成長が期待される産業分野として、「環境・エネルギー」や「健康・医療」、「ＩＣＴ関連」などの産業の重点的な育成に努めること。

- ・デザイン性や企画・販売力を高めるクリエイティブ産業を創出・育成し、ものづくり企業などとのマッチングを通じて、高付加価値な新製品・サービス開発を促し、中小企業の取引・販路拡大を支援すること。

11. 医療、保健・衛生、福祉などセーフティネットについて

(1) 医療提供体制

①南港地区総合的医療施設

- ・南港地区において、総合的医療施設の早期建設整備を図ること。

②救急医療体制

- ・救急患者の搬送先確保が困難となる事例が生じることがないよう、初期・二次・三次の救急医療体制を確立するとともに、公・私立救急病院の充実拡大を図ること。
- ・休日急病診療所を増設すること。
- ・小児救急、産科救急など特定診療科目の全日診療の拡大を図り、歯科救急診療を含めた夜間休日診療体制の充実整備を図ること。
- ・精神科救急医療体制の一層の充実を図ること。

(2) 保健・衛生

①環境科学研究所

- ・経営形態については直営を維持すること。
- ・環境部門の事業を継続実施すること。

②総合的なサービス提供体制

- ・大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第2次）」を着実に推進すること。

③食育

- ・「第2次大阪市食育推進計画」に基づき、乳幼児期から高齢期の各世代に応じた食育の推進を図ること。

④がん対策

- ・マンモグラフィなどによる乳がん検診の実施体制の整備を推進すること。
- ・「がん対策基本法」及び「大阪市がん予防推進条例」の趣旨を踏まえ、がん検診の一層の充実強化を図ること。
- ・各種がん検診の受診率の向上を図ること。

⑤結核対策

- ・本市における結核事情を改善するため、実態把握と要因分析を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな結核対策を実施すること。
- ・DOTS事業のさらなる充実と、市民や医療関係者への啓発に努めること。

⑥新型インフルエンザなど

- ・今後発生が危惧されている新型インフルエンザ、ウエストナイル熱、エボラ出血熱等の新興・再興感染症や、エイズ、O157などに対応し得る総合的感染症対策を推進すること。

⑦アトピー対策

- ・近年増加傾向にあり、現代病ともいえるアトピー性皮膚炎に対する対策を強化すること。

⑧公衆浴場

- ・家庭風呂の普及などにより経営が悪化している公衆浴場への助成措置を継続するなど、その経営健全化を図り、市民の公衆衛生の維持向上に努めること。

(3) 生活支援

①減免措置

- ・高齢者・障がい者のスポーツ施設や各種施設利用にあたっての減免措置をはじめ、利用しやすいよう充実すること。

②敬老優待乗車証

- ・今後も制度を継続するとともに、利用促進のための周知を図ること。

③介護サービス等の苦情相談窓口

- ・おおさか介護サービス相談センターの機能を充実し迅速に苦情の解決を図ること。

④生活保護制度

- ・法の目的に沿って受給世帯の自立支援策を強化すること。
- ・「生活保護法の一部を改正する法律」が成立したものの、引き続き不正受給に対する厳罰化や医療費の一部自己負担の導入等、抜本的な制度改革を国に対して働きかけること。

⑤生活困窮者自立支援制度

- ・各種支援制度の連携を図り、専門的な相談機関とも協働して寄り添い型支援を行うこと。
- ・非正規雇用が増加している若年者をはじめ、ひきこもりの方、障がい者、ひとり親家庭、高齢者など「就労に向けた支援が必要な人」に対して、地域と連携した就労支援を強化すること。
- ・多様な働き方を可能とする場の開拓と就労に向けた支援のために、区内の事業所から協力を得られるよう、インセンティブの導入などの仕組みづくりを進めること。
- ・生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして、本市の実情に応じた実効性のあるものとなるよう、必要な財源の措置について国に要望すること。

⑥あいりん地域の日雇労働者支援

- ・労働条件改善、生活向上のための施策拡充に努めること。
- ・高齢者や障がい者、病弱者など職を得られない労働者のための福祉施策の充実を図ること。
- ・高齢日雇労働者にとって必要な事業となっている、いわゆる特別清掃事業を国の施策として実施するとともに、抜本的施策の確立を国に働きかけること。
- ・あいりん労働福祉センターの建て替えについては、地域の合意形成を図りながら進めること。

⑦ホームレス支援

- ・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づくホームレス施策の果たす役割は大きく、財政措置（10/10）の確保及び雇用対策をはじめとする施策の継続と一層の充実並びに全国的なホームレスの自立支援等施策の実施を国に強く働きかけること。
- ・個々の状況に応じた就労・福祉・医療支援に取り組むこと。
- ・就労支援にあたっては、経済団体・労働団体等の関係団体と連携を図ること。

（4）国民健康保険事業

国民健康保険事業の運営が長期的に安定するよう、都道府県単位での広域的な運営だけにとどまらず、医療保険制度の一本化など抜本的な改革を国に強く要請すること。また、その改革が実現するまでの間は、市民の保険料負担を軽減するため、具体的対策を講じるとともに、健全な運営と被保険者間の負担の公平を図るために、保険料の収納率の向上に努めること。

(5) 障がい者支援

①総合的なサービスの提供

- ・障がい福祉サービスについては、「障害者総合支援法」を踏まえて、制度の谷間がなく利用できる総合的なサービスの増進に努めること。

②地域自立生活支援

- ・障がい者が当たり前に地域で暮らし地域の一員としてともに生活できる施策の充実に努めること。
- ・地域生活への移行促進のため、グループホームの設置促進を図るとともに、市営住宅のグループホームへの活用に一層努めること。

③当事者参加・参画

- ・「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画」に基づき、当事者参加・参画による障がい者施策を推進すること。

④就業支援施策の充実

- ・障がい者の自立に向けて就業の機会拡大に努力するとともに、本市においてもさらに採用の拡大を図ること。
- ・障がい者雇用の促進、環境に配慮した取り組みなど社会的に貢献している企業を優遇する措置を行うこと。
- ・「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、障がい者就労支援事業所等に対する発注に積極的に取り組むこと。

⑤民間住宅入居支援

- ・障がい者が民間住宅に円滑に入居できるよう支援策を拡充すること。

⑥移動支援

- ・障がい者の社会活動を支援するため、市営交通機関乗車料金福祉措置などの必要な施策を充実すること。

⑦スポーツ振興

- ・障がい者スポーツの振興を図り、社会参加を一層促進すること。

⑧地域活動支援センター

- ・地域活動支援センターが引き続き安定して運営できるよう、また、障がいのある人の日中活動のニーズに対応するため、支援の充実を図ること。

⑨精神障がい者支援

- ・精神障がいのある人に対する誤解や偏見を解消するために啓発活動に取り組むとともに、地域で安心して生活できるよう、施策を一層推進すること。

⑩虐待防止

- ・障がい者虐待防止の取り組みの推進を図ること。

⑪発達障がい者支援

- ・「発達障がい者支援室」による関係局の連携強化や、ライフステージに応じた乳幼児期から成人期までの一貫した支援の充実に努めること。

⑫手話言語条例

- ・ろう者にとって手話がコミュニケーションの手段として重要な役割を担っていることを踏まえ、社会参加を促進するためにも、早期の実現を目指すこと。

(6) 自殺者対策・難病者支援

①自殺者対策

- ・毎年約3万人もの人命が自殺により失われている実態を踏まえ、「大阪市自殺対策基本指針」に基づき、啓発・相談事業などの予防対策の充実、自死遺族等への支援などの充実を図ること。

②難病者支援

- ・各種難病に対する原因の解明、治療方法を確立するため、患者とその家族に対し、日常生活支援及び就労環境整備のための諸施策を実施すること。

(7) 高齢者保健福祉

①高齢者支援のための地域包括ケアシステムの構築

- ・医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築を進めること。
- ・全ての高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、空き家や空き店舗なども活用し、より身近な地域での高齢者の交流の場の充実を図ること。
- ・福祉人材の確保と総合的な情報提供を行うこと。

②施設待機者解消

- ・特別養護老人ホームの増設並びに老人保健施設のほか、老人福祉施設の整備を促進すること。とりわけ、認知症高齢者グループホームの利用者定員の拡充と、特別養護老人ホームの利用待機者の解消を図ること。
- ・地域での生活を支えるため、小規模多機能型居宅介護拠点の整備を進めること。

③認知症医療

- ・高齢者の認知症対策のため、医療機能の充実を図ること。
- ・弘済院については、附属病院、第2特養とも認知症専門機能を継続するとともに、認知症専門機能に対応できる職員等、人材の確保に努めること。
- ・老朽化している附属病院については、市が責任をもって建て替えること。

④介護予防・日常生活支援総合事業

- ・訪問介護及び通所介護の地域支援事業の移行に当たっては、介護サービスが受けられなくなることのないよう当事者や家族の不安を解消できる制度の維持を図ること。

- ・介護保険の要介護認定で自立認定された高齢者に対する介護予防事業の充実を図ること。

⑤事業者情報の公開

- ・介護保険法の理念に基づき、サービス受給者の選択権を確保すること。
- ・利用者に対し事業者の情報を積極的に公開すること。

⑥適切な指導

- ・介護保険サービスの質を確保するため、事業者に対して適切な指導を行うなどチェック体制を強化すること。

⑦介護保険サービスの基盤整備

- ・基盤整備にあたっては、介護保険制度のみに頼るだけでなく総量拡大に努めること。

⑧地域包括支援センター

- ・高齢者虐待防止の取り組みを推進すること。
- ・センターの増設と機能強化に努めること。
- ・介護予防のマネジメント及び総合相談等を行う地域包括支援センターについて、より身近で利用しやすい体制の充実を図ること。

⑨地域密着型サービス

- ・単身高齢者や認知症高齢者等が住みなれた地域で可能な限り住み続けられるよう、身近なところで介護保険サービスを受けられる地域密着型サービスの充実を図ること。

(8) 地域福祉の推進

①地域福祉アクションプラン

- ・「大阪市地域福祉推進指針」に基づき、各区の実情に応じたアクションプランの更なる発展に向けた取り組みを進め、市民協働による地域福祉を推進すること。
- ・プランを事業化するための予算を計上すること。

②地域支援システム

- ・研修・啓発のための事業費を拡充し、各区の実情に応じた地域支援システム構築の具体的な取り組みを推進すること。

③社会的包摶

- ・孤立死を防止するために、ライフライン事業者等と提携し、早期に発見できるよう構築したネットワークを推進する福祉コーディネーターを各圏域に設置すること。
- ・役所に担当窓口がない地域課題については、行政と医療・福祉関係者、地域関係者からなるプロジェクトチームを設置し、その解決を図ること。

④権利擁護

- ・日常生活自立支援事業の充実及び成年後見制度の利用にかかる支援の強化を図ること。

⑤地域共生ケア

- ・共生の理念に基づき、障害者総合支援法、介護保険法における基準該当指定を行い、大阪市内でも共生型施設を推進すること。

⑥福祉ボランティア活動・市民活動

- ・地域の生活課題解決に対応できるボランティアを育成支援すること。

⑦災害時の要援護者支援

- ・災害時の要援護者支援の取り組みを平常時の要援護者支援とリンクさせて進めること。

(9) 施設整備、職員の待遇改善

「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に従い、民間施設の整備促進を図ることと、職員の待遇改善のための助成を強化すること。

12. 市民病院について

(1) 政策的医療の充実

①小児救急・精神医療

- ・市民病院においては、地域の公的医療機関としての機能充実に努めるとともに、小児救急、精神医療などの政策的医療の充実を図ること。

②小児・周産期医療

- ・住吉市民病院の閉院にあたっては、大阪市南部保健医療圏において不足する小児・周産期医療を充実させること。

(2) 経営健全化、人材確保

①経営健全化

- ・持続的な運営が可能となる経営基盤の確立に向け、経営健全化を推進すること。
- ・地方独立行政法人化後も、市民病院がこれまで同様、政策医療、公的医療を継続して提供し、役割を十分果たしていくために、負担金の削減は必要最小限に留めること。

②人材確保

- ・離職看護師、医師の復帰支援など、医療職の人材確保の取り組みを進めること。

13. 環境施策について

(1) 持続可能な循環型社会の構築

①3 R

- ・市民・事業者等と連携・協働して、ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）をより一層積極的に推進すること。

②事業系ごみ

- ・市内で発生する一般廃棄物の6割を占める事業系ごみの減量化・資源化を推進すること。
- ・排出事業者の理解を深めるためより一層の周知・啓発に取り組むこと。

③不法投棄

- ・不法投棄が増加することのないよう、防止対策の強化に努めること。

(2) 廃棄物の適正処理

①家庭系ごみ収集輸送事業

- ・本市に最終的な処理責任があることを踏まえ、公共性を重視すること。

②ごみ焼却工場の整備・配置計画

- ・最低限必要となる老朽化工場の建て替えにあたっては、周辺住民の十分な理解を得るとともに、環境保全や大気汚染等公害防止に配慮するよう、実施主体である大阪市・八尾市・松原市環境施策組合と調整に努めること。
- ・廃止されたごみ焼却場の跡地については、地元の意向やマーケットサウンディングでの意見を踏まえ、活用方法を早急に検討すること。

③最終処分場

- ・大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）の実施にあたっては、埋立処分場及び積み出し基地周辺地域の環境保全の見地から、受け入れ廃棄物のチェック、輸送に伴う交通・沿道対策及び海域の保全に関する監視・指導について、事業主体である大阪湾広域臨海環境整備センターに強く働きかけること。

④路上喫煙対策

- ・国際都市にふさわしい環境整備の一環として、「歩きタバコやタバコのポイ捨て禁止、決められた場所で喫煙する」という喫煙マナーの向上に向けて、各区役所と連携して効果のある取り組みを展開すること。

- ・喫煙者のマナーの向上に向けて、PRを兼ねて、街角など要所における喫煙スペースの整備を図ること。
- ・御堂筋、京橋で取り組んでいる路上喫煙禁止地区を四ツ橋筋などへ順次拡大させること。

(3) エネルギー問題

①新エネルギー・省エネルギー技術の普及

- ・「大阪市地球温暖化対策実行計画」に基づき、「なにわエコ会議」の運営支援を行うこと。
- ・新エネルギー・省エネルギー技術の普及など、市民・事業者等と協働して実効ある取り組みを推進すること。
- ・「大阪LEDタウンプロジェクト」を実施すること。
- ・太陽光パネルの普及を促進すること。

②再生可能エネルギー

- ・エネルギーの安定供給と新たなエネルギーシステムの確立をめざして積極的に取り組みを進めること。
- ・エネルギーの安定供給のために必要となる、太陽光発電などをはじめとする再生可能エネルギーや分散型電源、蓄電池などの導入並びに新たなエネルギー源の研究・開発などを積極的に推進すること。
- ・それらの事業を通じて、地域分散型エネルギーシステムの確立を図ること。

③スマートコミュニティの推進

- ・スマートコミュニティ実証事業で得られた成果を活用し、民間主導による事業化を引き続きサポートしていくこと。

(4) 環境対策

①大阪市環境基本計画

- ・環境基本条例の基本理念である良好な都市環境を確保するため、「大阪市環境基本計画」に基づき効果的な施策を推進すること。

②生活環境問題

- ・大気汚染防止対策、悪臭防止対策、水質汚濁防止対策、航空機騒音対策及び主要幹線道路における自動車騒音対策の強化・推進に努めること。

③環境保全の取り組み

- ・微小粒子状物質（PM2.5）について、国の動向を踏まえた対策を検討すること。
- ・自動車交通環境対策については引き続き推進を図り、電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車等のエコカー（低公害・低燃費車）の普及を促進し、本市使用車両にその導入を図ること。

④公害防止

- ・高速道路等における公害防止のため、日照問題・騒音・振動・低周波音などについての対策及び救済措置をさらに進め、自動車総量規制や排気ガス規制強化など積極的な施策を促進すること。
- ・今後の高速道路の建設計画については、住民の意思を尊重するとともに、環境影響評価や緑地スペースの拡大、覆蓋など十分な施策を講じること。

(5) 斎場の運営

- ・5斎場中、4斎場で導入されている指定管理者制度における課題の整理、検証を十分に行うこと。一方、瓜破斎場については、直営で残すこと。
- ・高齢化社会を見据えた斎場の火葬計画の構築を図ること。

14. 都市計画関係について

(1) 都市再生緊急整備地域

①大阪駅周辺地区

- ・先行開発地区のナレッジ・キャピタルにおいて実施する、世界から人材・資金・情報を引き込むグローバルイノベーション創出支援事業を推進すること。
- ・魅力ある都市環境の創出をめざし、エリアマネジメントを推進すること。
- ・うめきた2期区域における「みどり」とイノベーションの融合拠点の形成とそれを支える基盤整備（JR東海道線支線の地下化・新駅設置、土地区画整理、公園整備）を着実に推進すること。

②夢洲・咲洲地区の開発

- ・夢洲・咲洲地区の開発については、大阪府・市・経済界による「夢洲・咲洲地区まちづくり推進協議会」でとりまとめたまちづくりの方針及び「大阪の成長戦略」に基づき、当該地区の活性化を推進すること。
- ・臨海部整備については、大阪府・市・経済界による「夢洲・咲洲地区まちづくり推進協議会」でとりまとめたまちづくりの方針に沿って、本市財政状況を十分勘案しながら順次事業化を図ること。

③大阪駅周辺地区、夢洲地区・咲洲地区の開発・企業誘致

- ・市内の他地域を衰退させることなく、特区制度等の活用により、首都圏・アジアをはじめ海外等から広く投資の呼び込みを進めること。
- ・国内外からの企業誘致、大学誘致、投資の呼び込みを進めるとともに府や経済団体等と連携したプロモーションを積極的に展開すること。

(2) 関西国際空港・リニア中央新幹線

①関西国際空港

- ・国際拠点空港としての機能を十分に発揮できるよう、国や新関西国際空港株式会社に働きかけること。

②リニア中央新幹線

- ・大阪都心乗り入れを具体化し、全線同時開業（東京都～大阪市間）に向け、国やJR東海などの関係先に働きかけること。

③北陸新幹線

- ・大阪までの早期全線整備に向けて、国等の関係先に働きかけること。

(3) 元気で美しいまちづくり

①御堂筋の活性化

- ・大阪の伝統と革新がうみだす世界的ブランド・ストリートの実現をめざした御堂筋の活性化と魅力向上を図る施策を進めること。
- ・緩速車線など道路空間のあり方については、日本を代表するビジネスセンターとしての賑わいと活力を損なわず、かつ歴史と風格ある都市景観を守れるよう住民・企業・市民の声を十分反映しながら検討を進めていくこと。

②都市再生総合整備事業等の予算措置

- ・土地区画整理事業等の基幹的な事業の実施にあわせ、美しいまちなみの形成と個性豊かなまちづくりを推進するため、都市再生総合整備事業等において所要の予算措置を講じること。

③JR線跡地の活用

- ・JR阪和貨物線跡地については、JR西日本による土壤汚染の調査を速やかに完了させるなどしてその活用を図るとともに、JR大阪臨港線跡地についても活用を図ること。

(4) 交通政策

①交通の円滑化

- ・交通渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するため、都市計画道路の整備及び鉄道や道路との立体交差を促進すること。
- ・大阪都市再生環状道路の一部である淀川左岸線については、市内の交通渋滞の緩和、広域道路ネットワークを形成するものとして、事業中区間や延伸部計画の着実な推進に努めること。
- ・整備効果の高い阪神高速道路の信濃橋渡り線の建設及び阪神高速道路の更新・修繕の促進に努めること。

②駐車対策

- ・路上駐車問題に対処するため、「迷惑駐車の防止に関する条例」に基づく広報・啓発・指導活動を徹底するとともに、未利用地なども活用した効果的な対策を推進すること。

③おおかか東線の整備等の鉄道ネットワークのさらなる充実

- ・事業実施中のおおかか東線（放出～新大阪間）の早期整備に向け、着実に取り組むとともに、なにわ筋線の具体化など、さらなる鉄道ネットワークの充実について検討を進めること。

15. 住宅政策・まちづくり政策等について

(1) 市営住宅

①維持管理

- ・市営住宅管理や維持・補修の適切な推進に努めること。
- ・サービスが低下しないよう、現在の管理代行制度を充実し継続すること。

②福祉目的住宅等

- ・高齢社会に対応するため、市営住宅全体について高齢者の生活に配慮した設計を行うとともに、福祉目的住宅（高齢者、障がい者、母子、父子、ケア付住宅）、親子近居住宅の募集戸数を確保すること。
- ・既存住宅についても高齢者等に配慮した整備を進めるとともに、障がい者向け住宅の整備と供給促進に努めること。
- ・東日本大震災被災者の方々に提供されている市営住宅の家賃無償期間については27年度まで1年間延長されたが、さらに必要となる場合は、復興支援の観点を踏まえて家賃無償期間の延長を行うこと。
- ・民間による高齢者向け賃貸住宅の供給促進に努めること。

（2）民間住宅支援

①情報提供・相談

- ・「住まい情報センター」での市民に対する総合的な住情報の提供・相談サービスの充実を図ること。

②転入居支援

- ・独居高齢者や障がい者・外国籍住民の転・入居支援や保証人制度などへの対応を図ること。

③建て替え支援

- ・分譲マンションの適切な維持・管理を促進するとともに、円滑な建て替えを支援すること。

④子育て民間住宅の供給促進

- ・子育てへの支援や環境に配慮したマンションの建設を誘導するなど、良質な民間住宅の供給を促進すること。
- ・子育て層のニーズに応じた住宅施策を推進すること。

⑤民間分譲住宅の購入支援

- ・民間分譲住宅の購入資金融資利子補給制度を推進すること。

(3) 再開発・区画整理

① H O P E ゾーン事業

- ・市民との協働によるまちづくりを進め、居住地としての魅力を高めるため、地域特性を生かした「H O P E ゾーン事業」について、十分な市民参画を図りながら積極的に展開するとともに、貴重な資源である歴史的建築物等の再生・活用の促進を図ること。

② 阿倍野再開発事業

- ・阿倍野再開発事業の早期終結に向け、将来の収支不足額の減少に努めながら、確実な事業推進に努めること。

③ 区画整理事業

- ・密集市街地や周辺地域などにおける整備のために、再開発及び区画整理事業を推進し、安全で健全なまちづくりを積極的に進めること。

(4) 本市保有施設の有効活用

① ファシリティマネジメント

- ・市設建築物の整備にあたっては、全市的な視点に立ち、複合化・一元化や空きスペースの活用など効率的に進めるとともに、適切な保全や耐震化、省エネルギー化等に取り組むなど、総合的な有効活用を図ること。

② 跡地活用

- ・学校園や市民利用施設などの供用廃止後の施設の利用については、地域の声を反映し、有効に活用すること。

(5) 未利用地の活用

本市で活用が見込まれない未利用地については、積極的に売却処分を図るとともに、景気、地価動向等を十分に見極め、時機を失しないよう機動的な売却処分を進めること。また、咲洲地区や舞洲地区など臨海部における未利用地の有効活用を図ること。

16. 公共インフラ（道路・橋梁、河川、下水道）について

(1) 放置自転車対策

駅前自転車駐車場の整備拡充を進めるとともに、中心市街地における放置自転車対策や市民協働の取り組みなど、地域の特性に応じた放置自転車対策をより一層推進すること。

(2) 道路整備

①道路の環境整備

- ・道路・橋梁などについては歴史や景観に配慮した整備を進めること。
- ・都市環境の向上を図るため、保水性舗装の実施に努めること。
- ・電線類の地中化及び共同溝の整備を推進すること。

②歩道の整備

- ・交通安全対策として、歩道整備や私道を含む道路照明等の整備を促進するとともに、歩道橋の耐震対策や撤去などに努めること。
- ・歩道の段差・勾配の改良、視覚障がい者誘導ブロックの拡充など、バリアフリー化への対応を推進すること。
- ・自転車レーンの整備を図ること。

③違法看板、障がい物

- ・歩道や道路の違法看板や通行を妨げる障がい物については、その撤去や設置者責任の追及など、取り締まりを強化すること。

- ・市民・市民活動団体・事業者と協働した啓発活動に取り組むなど、その対策をより一層強化すること。

(3) 都市環境整備

①天王寺大和川線の整備

- ・阪神高速大阪泉北線の廃止に伴う天王寺大和川線の整備を促進すること。
- ・整備にあたっては、地域と連携しながら、緑豊かで地域に親しまれる道路となるよう進めること。

②浸水対策

- ・道路、橋梁、河川施設の適時・適切な維持管理を図ること。
- ・浸水対策として河川改修などを積極的に推進すること。
- ・淀川及び大和川護岸の強化などについて国及び府に対して積極的に働きかけること。

(4) 下水道事業

①経営形態の見直し

- ・下水道事業の経営形態の見直しを進めるに当たっては、下水道は市民の安全・安心を担う重要なインフラ事業であることを踏まえ、転籍にかかる課題をしっかりと検討し、職員に十分配慮するとともに、運営権制度導入にかかる課題についても十分検討すること。

②浸水対策

- ・下水道整備区域内で、集中豪雨時に今なお発生している浸水被害の解消を図るため、淀の大放水路、新今里寺田町幹線、此花下水処理場内ポンプ場等をはじめとする抜本的な浸水対策を積極的に推進するとともに、局地的な浸水対策についても推進すること。

- ・各事業に対する補助の増額について、国等に対して積極的に働きかけること。

③施設の改築・更新

- ・老朽化した施設の改築・更新にあたっては、市民ニーズに即した施設として計画的に進めること。

④施設有効利用

- ・下水処理場施設については、周辺地域に親しまれるような有効利用を図ること。

⑤合流式下水道の改善

- ・市域内の公共用海域の水質環境基準等の達成・維持に向けて、市内河川や大阪湾の水質浄化のため、合流式下水道の改善及び高度処理施設の建設を促進すること。

⑥汚泥処理施設

- ・省資源・省エネルギーの見地から下水道が持つ汚泥等の資源を有効利用し、省エネ・リサイクル社会の実現に努めること。

17. 港湾事業について

(1) 港湾プロジェクト

①国際コンテナ戦略港湾

- ・コンテナ船の大型化に対応した港湾施設の整備促進及び西日本各地から阪神港への集貨施策の強化など、国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の実現に必要な予算を十分に確保するとともに、国や神戸市、さらには阪神港の港湾運営会社との連携を図り事業実施すること。

②咲洲コスモスクエア地区

- ・咲洲コスモスクエア地区については、大型車の渋滞緩和やペデストリアンデッキの整備など地区の環境改善や、需要促進策の充実を図ることにより、さらなる企業等の誘致に努め、南・東アジアに開かれたビジネス交流・交易拠点の形成など、土地利用の促進を図ること。

③此花西部臨海地区、築港地区、弁天埠頭地区、鶴浜地区

- ・築港地区については、クルーズ客船の母港化や魅力的な集客観光拠点の創出に取り組み、大阪府市都市魅力創造戦略の重点エリアにふさわしいまちづくりを進めること。
- ・鶴浜地区については、まちづくり計画の早期実現に向け、土地利用の促進を図ること。
- ・此花西部臨海地区、弁天埠頭地区については、地域の活性化や環境の整備を推進するため、再開発を着実に進めること。

(2) 港湾環境の整備

①維持補修

- ・既存ストックの有効活用を図るため、港湾施設の維持補修及び定期点検等に必要な財源の確保に努めること。

②港湾施設の保安対策

- ・国際海上運送システムの信頼性の向上を図るため、港湾施設の保安対策を推進すること。

③港湾労働者の労働環境

- ・港を支える港湾労働者の労働環境の改善や充実を図り、働きやすい港づくりに努めること。

④南港野鳥園の環境保全

- ・渡り鳥の飛来地としての干潟や湿地の環境を守るため、管理者が常駐しなくなった大阪南港野鳥園で、市民等のボランティアにより清掃活動が行われているが、市として、市民ボランティアに負担を強いることのないよう収集されたごみの適切な回収策を早急に講じること。

18. 国際関係について

(1) 国際化

留学生のための施策をはじめ、大阪国際交流センター等を活用した国際化施策の推進に取り組むこと。また、国際学校の充実など、外国籍住民が快適に暮らすことができる環境づくりに努めること。

(2) 国際交流

姉妹都市や姉妹港等の交流を深めるとともに市民主体の国際交流を進めること。

19. 交通事業について

(1) 安全安心とサービスの向上

①地下鉄駅の安全対策

- ・津波や浸水に対する安全対策の充実を図ること。
- ・プラットホームからの転落を防止するため、可動式ホーム柵などの整備を図ること。

②エレベーターの設置

- ・障がい者、高齢者など誰もが安心して利用できるように、地下鉄・ニュートラムの駅における2ルート目のエレベーター等の設置を図ること。

- ・バリアフリー化の推進にあたっては、地域住民や利用者の意見を十分踏まえること。

③駅の改装

- ・地下鉄駅の改装を計画的に進め、乗客サービスの向上に努めること。

④外国語を併記した案内・表示システム

- ・国際化に対応して、公共交通機関に外国語を併記した案内・表示を早急に充実させること。

⑤駅周辺の駐輪対策

- ・駅周辺の駐輪対策については、鉄道事業者としての責務を踏まえ、関係局と連携して対応に当たること。

(2) 経営改善等

①市営交通事業の経営形態

- ・市営交通事業の経営形態については、市民の貴重な財産であるという認識のもと、市民・利用者にとって利便性向上やサービス改善につながる民営化となるよう検討を進めること。

②社会的責任の遂行

- ・市の行政施策とも連携しながら、市民・利用者への利益還元、社会的責任の遂行や社会一般への貢献にも、より一層努めること。

③バス事業

- ・依然として厳しい経営状況におかれていることから、安定的なキャッシュフローを確保できるよう、引き続き改革に取り組むこと。
- ・地域サービス系路線については、地域の実態や要望を踏まえ、地域に必要な移動サービスが確保できるよう努めること。
- ・市バス営業所の管理業務の一部を担っている外郭団体である大阪シティバス(株)において、バス事業者としての運行管理や経営体制の向上を図るなど、経営基盤の強化に取り組むこと。

④地下鉄事業

- ・引き続き、より一層の業務の効率化や地域と協働した魅力発信による利用促進、駅ナカ事業の展開など增收に取り組み、さらなる経営基盤の強化に努めること。

⑤地下鉄8号線延伸

- ・地下鉄8号線（今里～湯里六丁目間）の早期整備を目指しつつ、需要を喚起するため、BRTの実施に向けて早急に取り組むこと。

20. 水道事業について

（1）水道事業の経営形態のあり方

水道は、市民生活に関わる最も重要なライフラインであることから、公共施設等運営権制度を活用した経営形態の変更については、拙速な議論は禁物であり、同制度の活用ありきではなく、市民サービスの向上に寄与し、市民の命の水を将来にわたって守り続けていくという観点から、慎重に議論を進めること。

（2）経営方針

①官民連携による水道事業の海外展開

- ・世界の水問題の解決に貢献するため官民連携による上下水道事業の海外展開を推進すること。

②経営改革

- ・組織及び業務のあり方を総点検し、適正な職員配置に努めるとともに、資産の有効活用を図ること。

③他の自治体との広域的な連携

- ・水道事業の持続性を確保するため、水道技術の継承・向上に取り組むこと。

- ・本市の水道技術やこれまでに構築してきた水道施設の既存ストックを有効活用し、他の自治体との広域的な連携をさらに進めること。

④未規制物質の検査体制の強化

- ・市民の飲み水を守るために、琵琶湖・淀川水系の将来を見据えた水質保全対策を進めること。
- ・放射性物質及び環境ホルモン物質などの未規制物質に対する総合的な調査及び検査を強化するとともに測定結果などの情報を公開すること。

⑤鉛給水管の取り替え

- ・鉛製給水管の解消を図るため、市民の承諾を得ながら取り替えを着実に進めること。

(3) 水道記念館

水道記念館は、水道の歴史や安心で安全な水づくりの仕組みなどを、市民・子どもが学べる施設としてリニューアルを図り、早急に再開すること。